

児童扶養手当など

4月から変更されました

区分		令和元年度 (月額)	令和2年度 (月額)	
児童扶養手当	本体額	全部支給	42,910円	43,160円
		一部支給	42,900円 ～10,120円	43,150円 ～10,180円
	第2子 加算額	全部支給	10,140円	10,190円
		一部支給	10,130円 ～5,070円	10,180円 ～5,100円
	第3子 以降 加算額	全部支給	6,080円	6,110円
		一部支給	6,070円 ～3,040円	6,100円 ～3,060円
特別児童 扶養手当		1級	52,200円	52,500円
		2級	34,770円	34,970円
障害児福祉手当			14,790円	14,880円
特別障害者手当			27,200円	27,350円
経過的福祉手当			14,790円	14,880円

問い合わせ

■児童扶養手当・特別児童扶養手当

子ども課子育て支援係 ☎内線3121・3122へ

■障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当

社会福祉課障害福祉係 ☎内線3109へ



沼田市
子どもの学習
支援事業

本市では、市内に住む生活に困っている家庭の児童・生徒などを対象に、週1から2回(2時間程度)の無料の学習支援を行います。勉強ができる環境を提供し、勉強の習慣付けや学力の向上を図るとともに、社会的自立に向けた支援なども行います。

ところ 保健福祉センター

内容 学校の勉強を中心に行います

対象 次の①から③の世帯に属する小・中学生および高校生など

①就学援助(要保護・準要保護)世帯

②児童扶養手当受給世帯

③市が認めた世帯

費用 無料

申し込み 電話、または直接社会福祉課保護係へ

※随時受け付けています

その他 会場までの送迎をお願いします

問い合わせ 社会福祉課保護係 ☎内線3104へ

緑と花のある
まちづくり事業

対象者 市民5人以上で構成する団体や従業員5人以上の事業者

対象事業 公衆道路沿線や公共的な施設の敷地内などで、樹木や花を植栽するための活動

補助額 対象事業費が1万円以上の事業について、7万円を限度に事業費の10分の9以内

生け垣奨励事業

対象者 市内に土地や建物を所



緑化活動を応援します

緑豊かなまちづくりを推進するため、市民の皆さんが取り組む緑づくりのお手伝いとして補助金を交付します。

有する人(税金などの滞納がないこと)

対象事業 自己管理の敷地内で公衆道路に面して延長3以上の生け垣を実施するもの

補助額 対象事業費が1万円以上の事業について、3万5000円を限度に事業費の10分の9以内

壁面等緑化奨励事業

対象者 市内に土地や建物を所有する人(税金などの滞納がないこと)

対象事業 緑化重点地区内で、自己管理の敷地のうち公衆道路に面して延長3以上の植栽、または建物の壁面に沿って3平方メートル以上の花木の植栽(プランター植栽を含む)を実施するもの

補助額 対象事業費が1万円以上の事業について、3万5000円を限度に事業費の10分の9以内

■共通事項

予算の範囲内で各事業ともに先着順。手続きには申請書や請求書などの提出が必要です。

申し込み・問い合わせ 都市計画課都市施設係 ☎内線4123へ